

安全啓発ロゴ・キャッチフレーズ 運用規定 Ver.1.1

2018年8月3日 技術委員会 モバイル充電WG 安全訴求SWG

ロゴ・キャッチフレーズ運用規定



ロゴ・キャッチフレーズの運用について、以下のように規定いたします。

- ロゴ・キャッチフレーズ利用の希望者は、原則、MCPCが定める利用申請書を MCPCに対し提出し、MCPCから承認を得られれば利用可となる。
 - ※ただし、MCPC会員および一部例外ケースにおいては利用申請書は不要とする。 詳細は下記の表参照。
- ロゴ・キャッチフレーズはMCPCの会員・非会員に関係なく、無償で利用可とする。
- ロゴ・キャッチフレーズ利用申請時のフローは次頁参照。

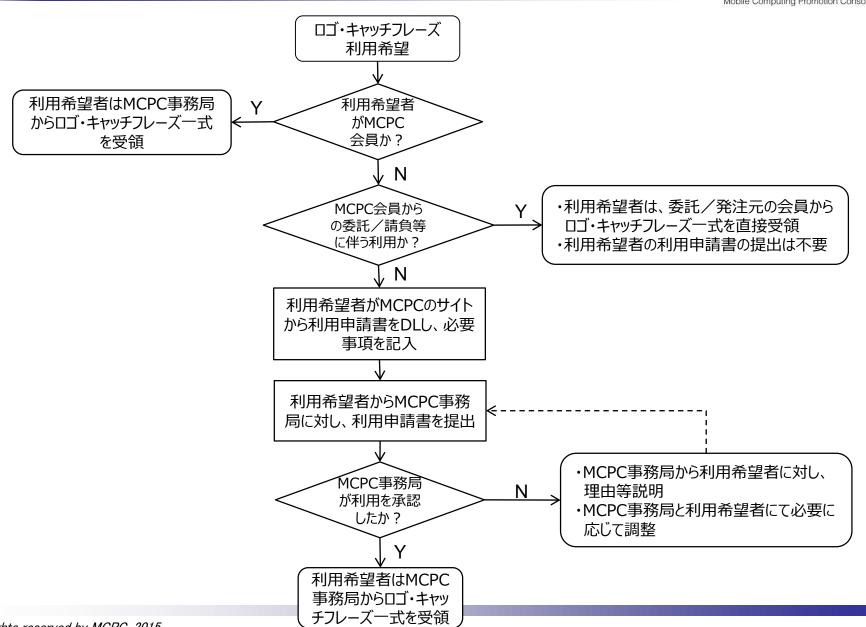
表. 申請書の提出要否の判断基準

		利用申請書の提出要否
会員 (幹事会員、正会員、賛助会員、ベンチャースクエア会員、相互協力会員、Worldwide強調団体)		不要
非会員	会員からの委託/請負等に伴う利用の場合	不要*
	上記以外の利用の場合(非会員主体での利用等)	必要

* 委託元の会員がロゴマーク利用の管理を実施する

参考. 利用申請時のフロー





改訂履歴



日付	Version	改訂内容
2015年7月1日	1.0	初版発行
2018年8月3日	1.1	文書名を「安全啓発ロゴ・キャッチフレーズ 運用規定」に改訂